

社会保障審議会企業年金部会
神野直彦 部会長 殿

厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会
委員長 森戸英幸

厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会の開催状況
(平成27年10月1日～平成28年3月31日)に関する報告書

厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会運営規則第15条の規定に基づき、以下のとおり報告いたします。

1 特例解散の手続き

年金給付等積立金が最低責任準備金を割り込む、いわゆる代行割れ基金が解散するに当たり、責任準備金相当額の減額や責任準備金相当額の納付猶予を認める特例措置が平成25年6月に成立した公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号。以下「平成25年改正法」という。）で法定されました。

こうした特例措置を講じて解散する「特例解散」は、一定の要件を満たすことにより、厚生労働大臣が認定又は承認することができるものとされており、厚生労働大臣が当該承認等を行う場合は、厚生年金本体との公平性を保つ観点から社会保障審議会の意見を聴くことが法定されました。

2 専門委員会の設置

平成26年3月18日に開催された第3回社会保障審議会企業年金部会（以下「部会」という。）において、平成25年改正法において社会保障審議会の権限に属せられた事項について調査審議するための専門委員会として、厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）を部会に設置することとされました。専門委員会は、厚生年金基金の特例解散等に関する専門委員会運営規則第15条に基づき、その運営状況について定期的に部会に報告することとされました。

3 専門委員会の開催状況

平成27年10月1日から平成28年3月31日までの間に、専門委員会を計5回開催し、延べ26件の審査を行い、それらについて特例解散の承認が妥当と判断しました。各回の議事概要は以下のとおりです。

(1) 第18回委員会（平成27年10月28日開催）

新たに4件が付議され、いずれも特例解散の承認が妥当と判断されました。

基金一括納付対象事業主となった背景に関すること、健全化法で定められた責任準備金相当額の算定方法や事業主の負担方法の合理性に関することを議論しました。

(2) 第19回委員会（平成27年11月25日開催）

新たに1件が付議され、収支状況、貸借対照表・損益計算書及びキャッシュフローの情報から、納付猶予期間が長すぎると思われる事業所が多数あったため、基金事務局から事業主に対して強く指導を求める必要があるとの意見等があり継続審議とされました。

また、2件の納付計画の変更（後ろ倒し）が付議されましたが、変更理由に合理性が認められないとされました。これに関し、納付計画の変更については財産目録等の確定に伴い事業主の負担額が確定し、実際に納付することになる段階で、当初の納付計画通りに納付することが困難と見込まれる場合に行うことが基本であり、その際には当初との事情の変更等の理由を丁寧に説明したうえで申請する必要があるとの意見がありました。

(3) 第20回委員会（平成28年1月29日開催）

新たに6件が付議され、そのうち5件について、特例解散の承認が妥当と判断されました。

残り1件については、基金に対する掛金を滞納している設立事業所が当該滞納掛金の解消に向けて基金と約束した納付予定月を未納のまま徒過した場合には、当該設立事業所の納付計画は承認できないとの意見等があり継続審議とされました。

(4) 第21回委員会（平成28年2月24日開催）

第20回委員会で継続審議とされた1件が付議され、妥当と判断されました。

また、新たに5件が付議され、そのうち4件について、特例解散の承認が妥当と判断され、残る1件については継続審議とされました。

納付計画を提出しない設立事業所について、税理士に相談しているケースが多く見受けられるため、納付計画を提出しないことで連帯債務となることなどのリスクがあることを、税理士会を通じて設立事業所の担当税理士に理解してもらうよう働きかける必要があるとの意見がありました。

また、1件の納付計画の変更（後ろ倒し）が付議され、納付計画の変更について、設立事業所の財政状況から当初の納付計画どおりに納付することが困難であるとは見受けられず、また、猶予期間については、当初申請時からの事情の変更に即した合理的な範囲で猶予期間を延ばすことが必要との意見があり、変更理由に合理性が認められないとされました。

なお、過去に納付猶予を承認した事業主で、滞納している基金掛金を定期的に納付していない設立事業所は、基金の財産目録等の確定に向けて、計画的に納付を行う必要があります。計画的に納付されない場合は滞納処分を行う必要があるとの意見がありました。

(5) 第22回委員会（平成28年3月23日開催）

第21回委員会で継続審議とされた1件が付議され、妥当と判断されました。

また、新たに4件が付議され、いずれも特例解散の承認が妥当と判断されました。

更に1件の納付計画の変更（後ろ倒し）が付議され、一時的な資金繰りの悪化のみを理由に一律で猶予期間を30年とすることは難しく、変更後の猶予期間についても、中小企業の会計指針等に即した正確な財務諸表やそのチェックリストなどを確認するとともに、減額される絶対額や減額後の支払額との兼ね合いなどを考慮の上で検討する必要があるとの意見があり、変更理由に合理性が認められないとされました。